障害者支援計画

Ⅰ　総　論

第１章　計画の策定にあたって

第２章　市の障害者の状況

第３章　計画の基本的な考え方

第４章　計画の推進体制

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の策定趣旨

国においては、平成２１年の障がい者制度改革推進本部設置後、障害者権利条約の批准に向けて、「障害者基本法」が改正（平成２３年８月）されるとともに、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成２４年６月障害者総合支援法）」に改正され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲が拡大されるなど障害者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

近年、社会情勢が目まぐるしく変わる中で、障害者を取り巻く環境も大きな変化を見せており、障害者が住み慣れた地域の中で共に暮らしていく社会を実現していくためには、生活、環境、教育・育成及び雇用・就業などの様々な分野において、今後も総合的な支援が必要となります。

本市においても、平成２１年３月に「黒石市障害者計画」を策定し、各施策を実施してきましたが、平成２６年度で計画期間が終了することから、本市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするとともに、第１期障害者計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、総合的な視点から更なる障害者福祉の充実を図るために、次期計画を策定するものです。

２．計画の位置づけ

「障害者支援計画」は障害者基本法第１１条第３項の規定に基づいて策定され、“本市の障害者のための施策に関する基本的な計画”として、障害者の暮らしを支えるための総合的な施策を示しています。

また、国の「障害者基本計画」と県の「新青森県障害者計画」を踏まえ、本市の市政運営の指針となっている「第５次黒石市総合計画」や、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「黒石市地域福祉計画」、「黒石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の計画との整合性を図りながら策定しています。

なお、障害者総合支援法に基づく自立支援給付に関わる障害福祉サービス等の見込み量の目標設定等は、「障害福祉計画」で示しています。

◇関連する他の計画等

◎第５次黒石市総合計画（平成２３年３月策定）
◎黒石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成２７年３月策定）
◎黒石市子ども・子育て支援事業計画（成２７年３月策定）
◎健康くろいし２１第２次（平成２６年２月策定）
◎黒石市地域福祉計画（平成２７年３月策定）

（体系図）

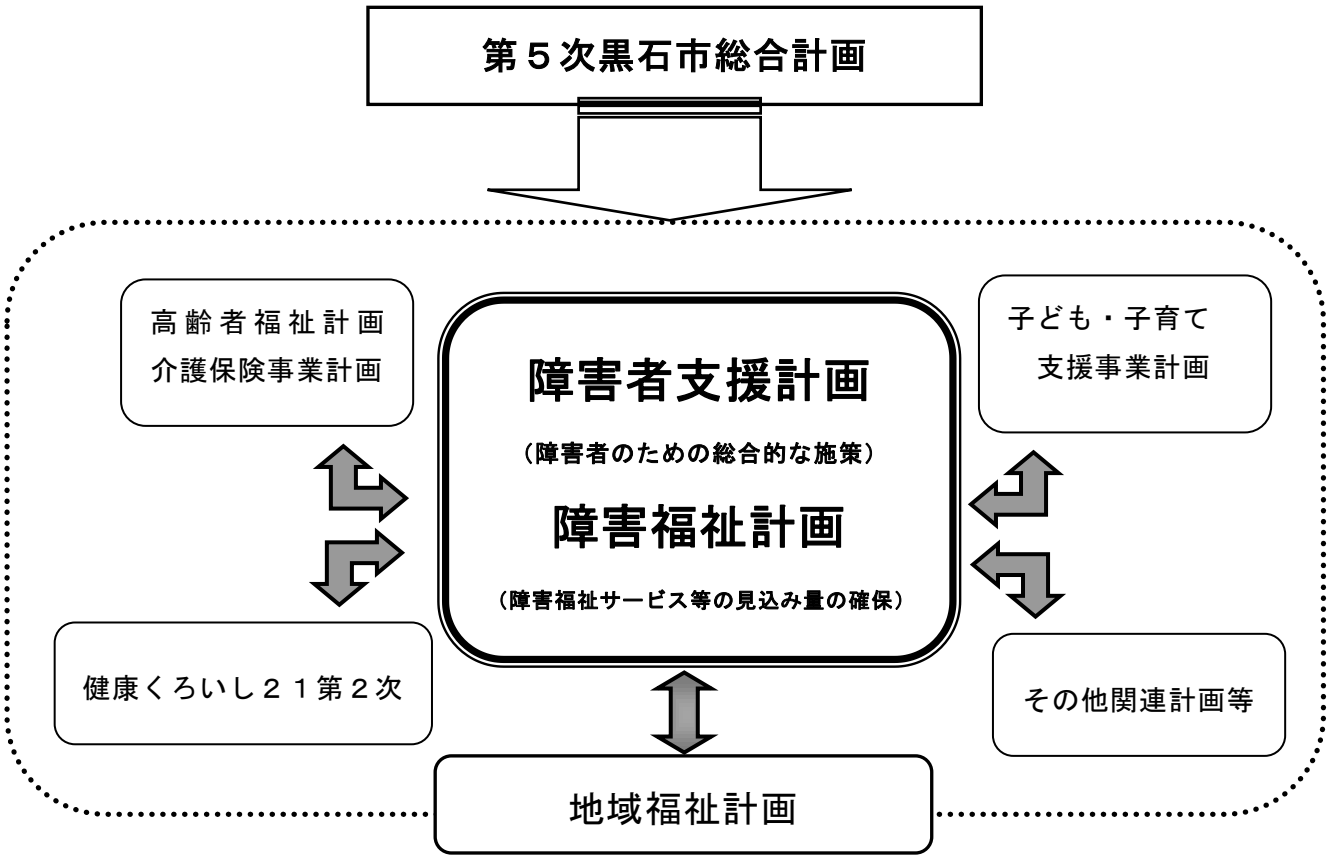

３．計画の期間

平成２７年度から平成３２年度までの６年間

※　計画期間内においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第２章　市の障害者の状況

１．身体障害者

（１）身体障害者手帳交付状況

手帳所持者数は年々微増しています。障害別では、肢体不自由が全体の約６割、続いて内部障害が約３割を占めています。

区分＼年		平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
視覚障害		117 人	118 人	114 人	111 人	110 人	108 人
聴覚障害		144 人	140 人	141 人	143 人	141 人	150 人
音声・言語障害		10 人	9 人	8 人	8 人	10 人	11 人
肢体不自由		977 人	943 人	964 人	992 人	1,021 人	1,040 人
内部障害		386 人	399 人	434 人	436 人	434 人	458 人
等級別	１級	511 人	521 人	550 人	554 人	558 人	569 人
	２級	270 人	255 人	252 人	262 人	262 人	274 人
	３級	268 人	272 人	279 人	290 人	303 人	319 人
	４級	379 人	374 人	400 人	404 人	416 人	428 人
	５級	100 人	87 人	85 人	83 人	85 人	83 人
	６級	106 人	100 人	95 人	97 人	92 人	94 人
合　計		1,634 人	1,609 人	1,661 人	1,690 人	1,716 人	1,767 人

※　「黒石市社会福祉の概況」より（毎年４月１日現在）

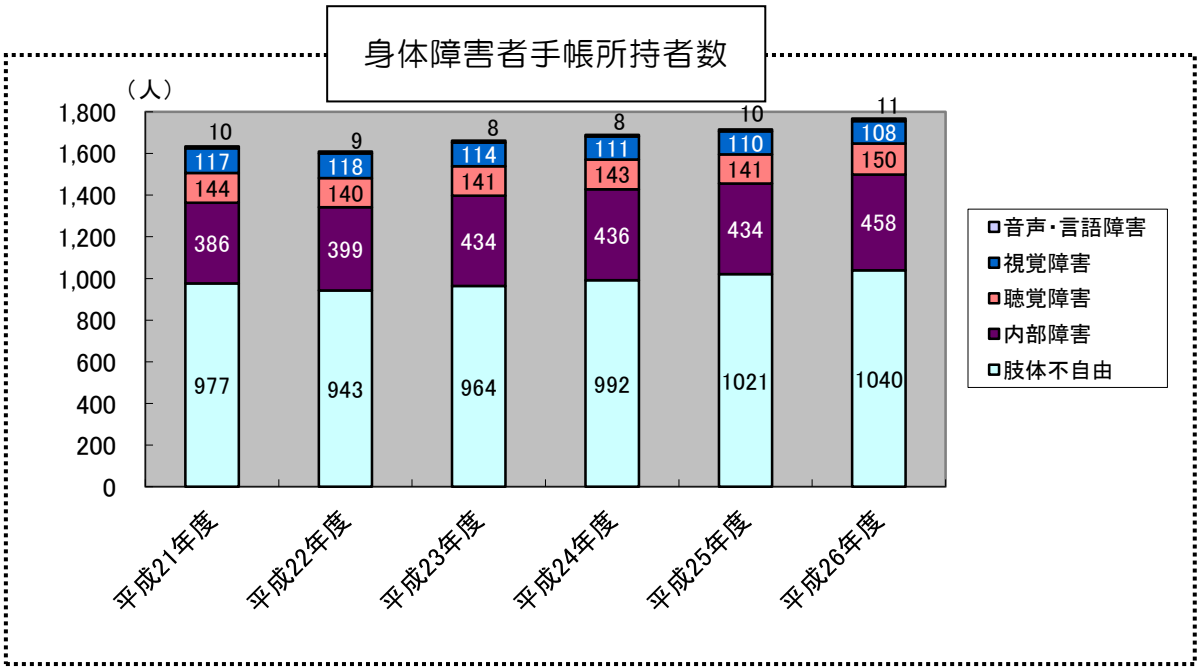

２．知的障害者

（１）愛護手帳交付状況

手帳所持者数は身体障害者手帳と同様に微増しています。また、障害児から障害者に切り替わる際の判定時において、Ａ（最重度・重度）に等級が上がる傾向が見られます。

（単位：人）

区分＼年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
者	240 人	235 人	239 人	234 人	233 人	260 人
児	72 人	52 人	70 人	77 人	76 人	57 人
Ａ（最重度・重度）	133 人	124 人	128 人	123 人	122 人	126 人
Ｂ（中度・軽度）	179 人	163 人	181 人	188 人	187 人	191 人
合　計	312 人	287 人	309 人	311 人	309 人	317 人

※　「黒石市社会福祉の概況」より（毎年４月１日現在）

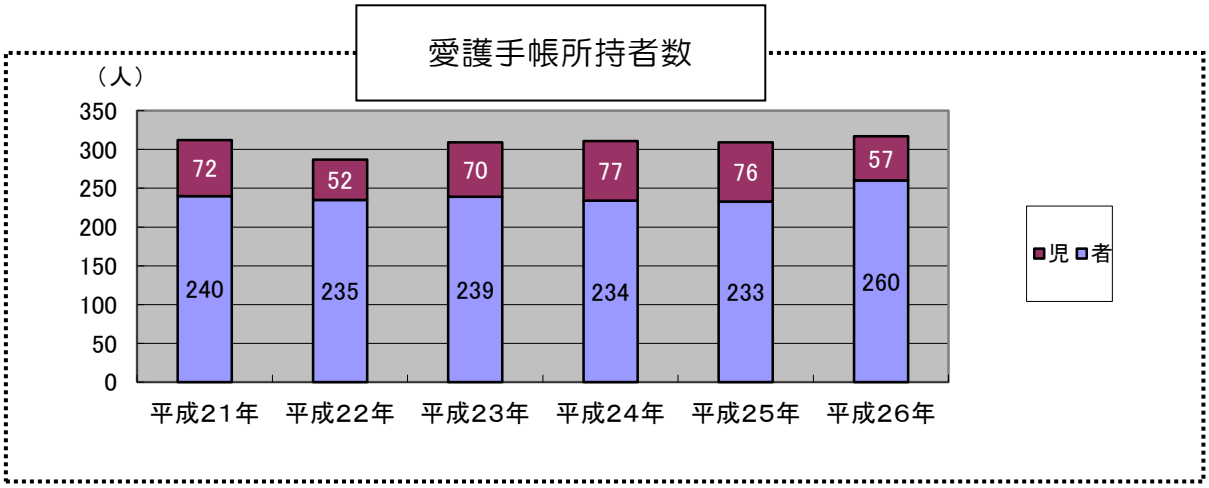

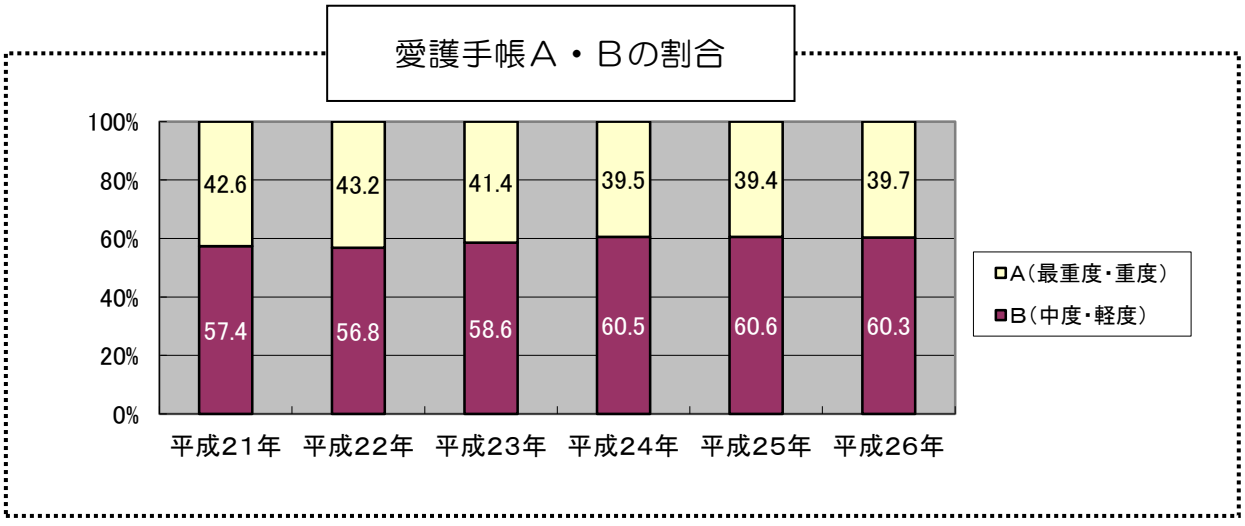

３．精神障害者

（１）精神障害者保健福祉手帳交付状況

手帳所持者数は増加傾向にあります（手帳の等級認定は、有効期間が取得（更新）時から原則２年）。

等級＼年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
１　級	71 人	88 人	80 人	96 人	80 人	78 人
２　級	91 人	119 人	123 人	120 人	150 人	164 人
３　級	28 人	39 人	41 人	35 人	41 人	42 人
合　計	190 人	246 人	244 人	251 人	271 人	284 人

※　「黒石市社会福祉の概況」より（毎年４月１日現在）

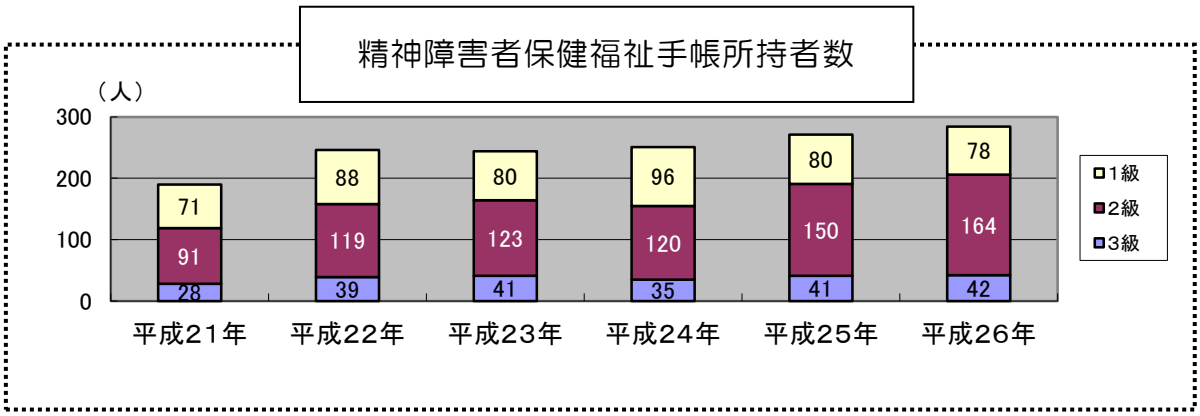

（２）自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付状況

年	平成２１年	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
交付者数	261 人	305 人	365 人	340 人	418 人	369 人

※　「黒石市社会福祉の概況」より（毎年４月１日現在）

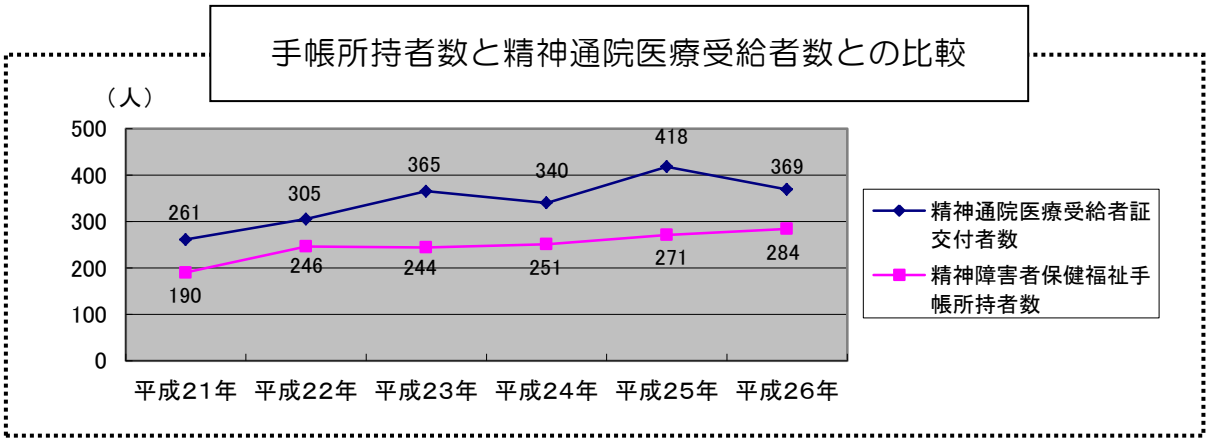

４．難病患者

（１）難病を有する人については、国の「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」の中で初めて障害者サービス施策の対象者として位置づけられました。

難病に対する明確な定義はありませんが、国の難病対策要綱では、①原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

現在、国が調査研究を進めている難病は１３０疾患となっており、そのうち５６疾患が特定疾患治療研究事業として、医療費の自己負担が軽減される措置が講じられています。

また、平成２５年４月の障害者総合支援法施行により、制度の谷間のない支援を提供する観点から障害者（児）の定義に新たに難病等が追加され、障害福祉サービス等も対象となりました。

本市における公費負担の対象となる難病患者数は、平成２６年３月３１日現在で２６７人となっており、その内訳は「パーキンソン病関連疾患」が４９人と最も多く、次いで「潰瘍性大腸炎」が２９人、「後縦靭帯骨化症」が２３人で続いています。

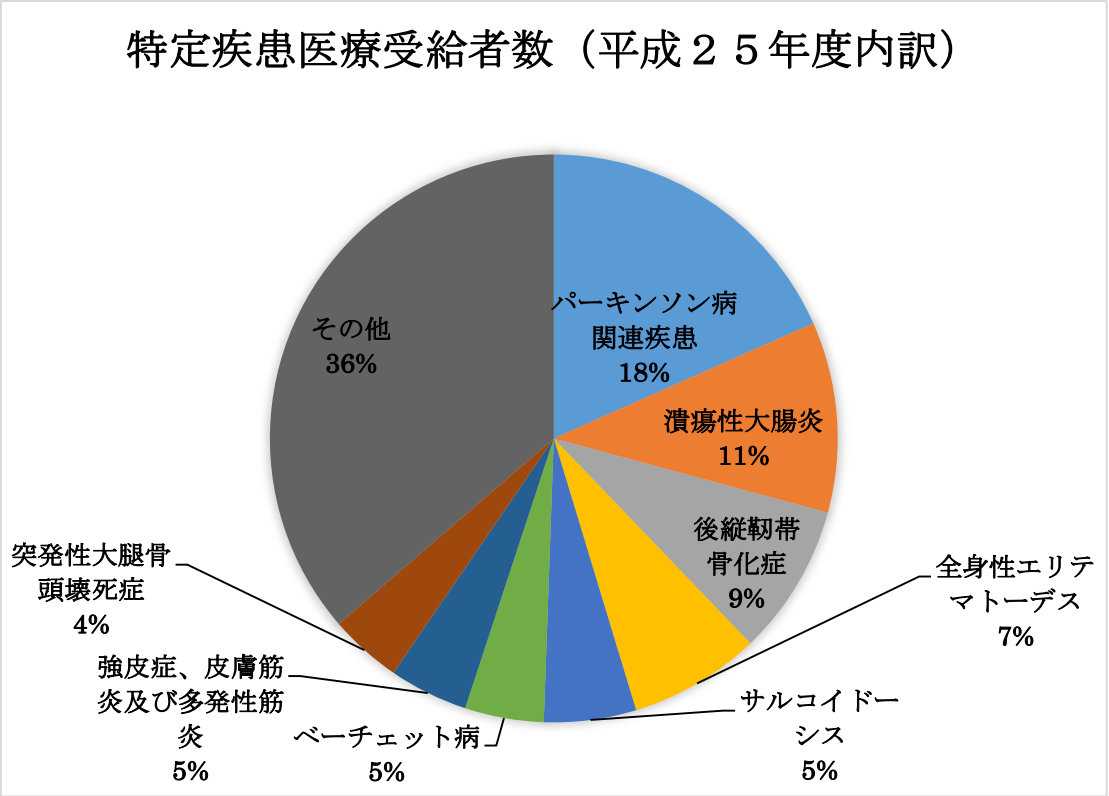

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

平成２３年７月に改正された障害者基本法では、全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

本計画では、改正障害者基本法の理念を踏まえながら、住み慣れた身近な地域において「障害のある人もない人もお互いの個性や多様性を尊重し共に支え合いながら生活できる社会」、「障害者の自己決定を尊重し、適切な支援を受けることにより社会参加の促進が図ることができる社会」及び「身近な地域で、必要な時にサービスを受けられ安心して生活できる社会」の３つを基本理念とします。

そこで、本計画推進のために基本理念（テーマ）を次のとおり定めます。

✡基本理念（テーマ）

共に生き、自立し、安心な暮らしをめざして

～　だれにもやさしいまち黒石　～

２．計画の基本目標

本計画の基本理念のもと、障害者（難病患者を含む）の自立と社会参加を目指して、次の５つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

（１）地域生活を支えるサービスの充実

住み慣れた身近な地域で、障害を抱えながらも必要な時にサービスが受けられ、安心して暮らせるように在宅サービス、保健医療体制支援の充実を図ります。

（２）ともに生きるための地域福祉の推進

福祉教育や広報・啓発活動、交流活動等を通じてお互いを理解し、尊重し合いながら支え合う地域社会づくりを推進します。

（３）地域での自立生活支援の充実

住み慣れた地域で自立して生活できるよう、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援及び保育・教育の充実を推進します。

（４）雇用と就労支援の充実

働く意欲と能力のある人が、可能な限り仕事に就けるよう、雇用の場の促進や就労支援策の充実に取り組みます。

（５）安心と安全のまちづくり

誰もが安心して生活できるまちとなるよう、建物や歩道の整備などのユニバーサルデザイン化を推進します。また、緊急時や災害に備えた防災・避難支援体制を整備します。

３．施策の体系

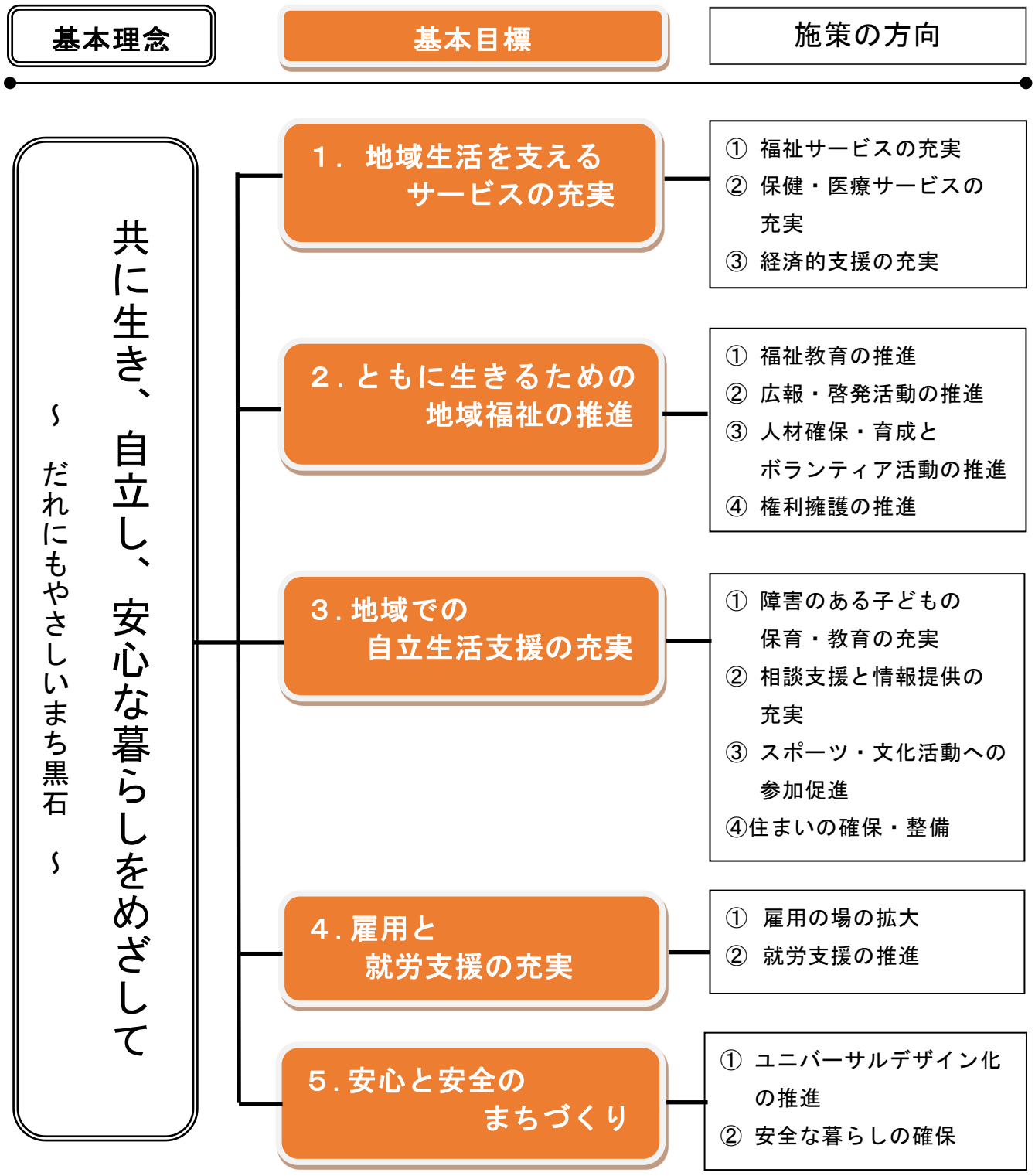
基本理念
基本目標
施策の方向
共に生き、自立し、安心な暮らしをめざして
～ だれにもやさしいまち黒石 ～
１．地域生活を支えるサービスの充実
① 福祉サービスの充実
② 保健・医療サービスの充実
③ 経済的支援の充実
２．ともに生きるための地域福祉の推進
① 福祉教育の推進
② 広報・啓発活動の推進
③ 人材確保・育成とボランティア活動の推進
④ 権利擁護の推進
３．地域での自立生活支援の充実
① 障害のある子どもの保育・教育の充実
② 相談支援と情報提供の充実
③ スポーツ・文化活動への参加促進
④住まいの確保・整備
４．雇用と就労支援の充実
① 雇用の場の拡大
② 就労支援の推進
５．安心と安全のまちづくり
① ユニバーサルデザイン化の推進
② 安全な暮らしの確保

第４章　計画の推進体制

本計画の実効性を高めるため、次に掲げる４つの項目の実施強化に努め、計画の推進を図ります。

１．障害者のニーズ把握

各種施策やサービスを効果的に実行するために、施策内容や提供方法などについて、障害者関係団体等との意見交換を通じて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

２．地域ネットワークの強化

障害者団体や施設、保健・医療・福祉・労働・教育の各関係機関等からの参画を得て構成している地域自立支援協議会による地域ネットワークを強化し、障害者福祉施策のあり方や地域の社会資源の開発等に努めます。

３．計画の点検管理体制

効果的な施策の推進を図るため、地域自立支援協議会を活用して施策の実施状況等の点検評価を行うとともに、障害者のニーズや社会経済状況の変化等を踏まえながら、適切な施策や事業の実施に努めます。

４．住民参加の促進

障害のある人もない人もともに暮らせる地域づくりの実現のためには、地域住民が障害について正しく理解することが不可欠です。

地域住民に対する広報啓発を積極的に進め、各種交流事業や住民参加の福祉活動を促進していきます。